

【科目情報】

| | | | |
|---------|------------|----------|----------------|
| 授業コード | 1FCB208010 | 科目ナンバリング | FCALAW81015-J2 |
| 授業科目名 | 民法総合演習B | | |
| 担当教員氏名 | 坂口 甲、藤井 徳展 | | |
| 開講年度・学期 | 2022年度前期 | 曜日・時限 | 水曜2限 |
| 授業形態 | 演習 | | |
| 単位数 | 2単位 | | |

【シラバス情報】

| | |
|-------------|---|
| <p>授業概要</p> | <p>この授業は演習形態で行われる。この授業の目標は、契約法および担保法に関する基本的な知識を、具体的な事案に即して利用する力をつけることである。この目標を達成するために、本演習では、契約法および担保法の領域について、ひとつには判例資料（最高裁判民事判例集）を丁寧に読んで、両当事者がどのような事実に基づいてどのような主張をし、裁判所はどの事実をどの要件にあてはめて判断を行ったかを観察することにより、実際に条文がどのように使われているかを学ぶ。もうひとつには、担当教員の用意した事例問題を材料として、事案を分析し、析出した事実に要件をあてはめることにより、請求の内容が根拠づけられるかどうかの吟味を自ら行う練習をする。</p> <p>(1) 前半8回（坂口担当） 主に契約法にかかわる最高裁判決を取り上げる。一方では主張立証のあり方を踏まえて規範の構造を確認し、他方ではその規範構造と事実との関係に丁寧な分析を加えていく。担当者の用意した事例問題を用いて、この作業を実践的に繰り返すことで、法の解釈および適用の能力を養う。また、論述で回答する形式の課題を出し、希望者に対しては、提出された課題につきコメントを付す等の指導を行うことがある。</p> <p>(2) 後半7回（藤井担当） 主に担保法にかかわる最高裁判決を取り上げて、検討を加える。民法に規定のある担保（典型担保）については、その制度枠組みを確認しながら、最高裁判決を読み込むことになる。民法に規定のない担保（非典型担保）については、制度枠組みが流動的であることから、事案との関係を常に意識しながら、判例法理の輪郭をつかむ作業が求められる。担当者の用意した事例問題を用いて、この作業を実践的に繰り返すことで、法の解釈および適用の能力を養う。また、定期試験の答案等を素材として、理論的問題を分析し、文書化する過程の注意点につき指導することがある。</p> |
| <p>到達目標</p> | <p>(1) 前半8回（坂口担当） 到達目標は、問題となっている事案を分析して、適用すべき法規範を選択し、その法規範の構造を説明できること、その法規範を事実適用できることである。</p> <p>(2) 後半7回（藤井担当） 到達目標は、典型担保については、制度枠組みの理解を踏まえて、判例の到達点を説明できること、また非典型担保については、民法の既存の制度枠組み（とその限界）の理解を踏まえたうえで、問題となっている事案の、当事者が選択した一定の法形式の特性とその法実質を分析して、判例に即して説明できること、これを通じて、判例法理の輪郭（そこから浮かび上がる一定の規範）をつかみ、それを事実にあてはめられることである。</p> |

| 授業回 | 各回の授業内容 | 事前・事後学習の内容 |
|------|-----------------------------------|--|
| 第1回 | 契約の成立と物権変動、同時履行の抗弁権、手付等 | 事前学習：判例資料を読むとともに、予習課題に答えられるように準備しておくこと（教員が事前に事例問題を配布する場合には、一応の解答を準備すること）。 事後学習：事前学習および演習を通じて獲得した情報を整理し、疑問があれば調査し、それでもわからなければ教員に質問をすること。 |
| 第2回 | 特定物売買、種類売買、債務不履行による解除等 | 同上 |
| 第3回 | 債務不履行による解除、債務不履行による損害賠償等 | 同上 |
| 第4回 | 売主の契約不適合責任等 | 同上 |
| 第5回 | 賃貸借等(1)成立と当事者の義務等 | 同上 |
| 第6回 | 賃貸借等(2)転貸借、賃貸人たる地位の移転等 | 同上 |
| 第7回 | 賃貸借等(3)賃料債権の譲渡、借地権の譲渡、不動産賃貸借権の対抗等 | 同上 |
| 第8回 | 請負等 | 同上 |
| 第9回 | 留置権・先取特権 | 事前学習：判例資料を読むとともに、予習課題に答えられるように準備しておくこと（教員が事前に事例問題を配布する場合には、一応の解答を準備すること）。 事後学習：事前学習および演習を通じて獲得した情報を整理し、疑問があれば調査し、それでもわからなければ教員に質問をすること。 |
| 第10回 | 抵当権の設定・実行前の効力 | 同上 |
| 第11回 | 抵当権の実行・優先弁済権実現Ⅰ（物上代位を中心に） | 同上 |
| 第12回 | 抵当権の実行・優先弁済権実現Ⅱ（法定地上権を中心に） | 同上 |
| 第13回 | 共同抵当権、根抵当権、仮登記担保 | 同上 |

| | | |
|------|------------|----|
| 第14回 | 譲渡担保、所有権留保 | 同上 |
| 第15回 | 人的担保（保証） | 同上 |
| 第16回 | 期末試験 | |

| | |
|---------------|--|
| 成績評価方法 | <p>(1)到達目標の達成度について評価を行う。</p> <p>(2)評価方法とその割合</p> <p>ア 相対評価</p> <p>イ 期末試験（90%）</p> <p>ウ 予習課題への取組み状況（10%）</p> <p>(3)合格（単位修得）のための最低基準</p> <p>ア 前半8回（坂口担当）事例問題について、根拠条文をあげ、要件を示したうえで、要件の充足を判断し、どのような効果が発生するかを、おおむね説明することができる。</p> <p>イ 後半7回（藤井担当）事例問題について、根拠条文をあげ、要件を示したうえで、要件の充足を判断し、どのような効果が発生するかを、おおむね説明することができる。</p> |
| 履修上の注意 | 特になし |
| 教科書 | 特になし |
| 参考文献 | <p>『判例プラクティス民法Ⅰ 総則・物権／Ⅱ 債権』（信山社・2010年）</p> <p>『民法判例百選Ⅰ 総則・物権／Ⅱ 債権（第8版）』（有斐閣・2018年）</p> |
| その他 | |